

## 川崎市居住安定化支援事業実施要綱

〔 27川健生自第648号  
平成27年7月14日付け局長決裁 〕

### (目的)

第1条 川崎市居住安定化支援事業（以下「本事業」という。）は、本来的には一時的な利用が前提である社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に規定する第二種社会福祉事業を行う宿泊所（以下「無料低額宿泊所」という。）及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項に規定する簡易宿所営業を行う施設（以下「簡易宿所」という。）に、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）が長期間居所として利用している実態が継続している状況で、今般の簡易宿所火災事故を踏まえ、安心して暮らせる住環境において安定した生活を営むため、民間賃貸住宅等への転居を促進し、地域での安定した生活が継続できるよう支援を図り、もって被保護者の自立を助長することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、本事業の全部又は一部を、適切に事業を実施できると認めた法人に委託することができる。

### (対象者)

第3条 本事業の対象者は、川崎市の福祉事務所が保護する被保護者又は申請中の要保護者で次の各号に該当する者とする。

- (1) 無料低額宿泊所又は簡易宿所を利用しており、民間賃貸住宅等への転居に同意する者
- (2) その他民間賃貸住宅等への転居に同意する者で、福祉事務所が本事業による支援を必要とすると認めたもの

(3) 本事業により民間賃貸住宅等へ転居した者

(事業内容)

第4条 本事業は、転居支援業務と地域生活定着支援業務を実施するものとする。ただし、その支援は、被保護者の状況に応じて必要な範囲とする。

(1) 転居支援業務では、次の各号の支援を行うものとする。

- ア 不動産物件等の紹介、内見同行、仲介業者等との連絡調整
- イ 賃貸借契約に必要な保証会社の確保、緊急連絡先の引受け又は確保
- ウ 身分証明書の確保や携帯電話の購入支援
- エ 賃貸借契約時の同行支援
- オ 引越し業者の手配や家財道具購入等、入居時にかかる支援
- カ その他転居に必要な支援

(2) 地域生活定着支援業務では、次の各号の支援を行うものとする。

- ア 住所変更をはじめとした転居に伴う各種手続き支援
- イ 居宅訪問、電話等による生活状況の確認、各種相談支援
- ウ 家賃、公共料金の支払いなどの支援（金銭等の預かりを除く。）
- エ 自治会、不動産業者、家主等との連絡調整
- オ その他地域生活の定着に必要な支援

(連絡調整及び同意書)

第5条 本事業による支援に際しては、生活保護法の適用を踏まえ、被保護者を保護する福祉事務所と連絡調整を行い、地区担当員と連携して計画的に行うものとする。

2 本事業の目的達成に必要な範囲で被保護者の個人情報を提供するため、被保護者から同意書の提出を受けなければならない。

(支援の終了)

第6条 本事業の目的を達成したと認められる場合は、本事業の支援を終了することができる。

(事業の説明)

第7条 転居に同意しない者に対しては、本事業の目的を十分に説明し、同意を得られるよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 本事業を委託して実施する場合、受託者は本事業の実施に際して知り得た秘密について、これを第三者に漏えいしてはならない。

(事業実施の取消)

第9条 市は、本事業を委託して実施する場合、受託者が誠実かつ適正に本事業を実施しないと認めるときは、本事業の委託を取り消すことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(関係要綱及び要領の廃止)

- 2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

川崎市居住確保支援員設置要綱（25川健生自第1164号）

川崎市居住の安定確保支援事業要領（25川健生自第1165号）

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。